

正誤表

本マニュアルに、下記のとおり誤記がありましたので、ここに修正いたします。

正誤箇所	誤	正
<p>8 ページ 1. 商標とサービスマーク 【項目 1-11 期間】</p>	<p>登録の有効期間は、証書の発行から 10 年間である。 しかし、登録を維持するためには、登録者は<u>登録から 5 年以内</u>に、必要な登録維持宣誓供述書（場合によっては、使用宣誓供述書もしくは不使用宣誓供述書）を提出しなければならない。期間内に登録維持宣誓供述書を提出できないと、登録者への更なる通知無しに、IPO によって商標・サービスマーク登録が自動的に取り消される結果となる²³。</p>	<p>登録の有効期間は、証書の発行から 10 年間である。 しかし、登録を維持するためには、登録者は<u>登録日の 5 周年に当たる日から 1 年以内</u>に、必要な登録維持宣誓供述書（場合によっては、使用宣誓供述書もしくは不使用宣誓供述書）を提出しなければならない。期間内に登録維持宣誓供述書を提出できないと、登録者への更なる通知無しに、IPO によって商標・サービスマーク登録が自動的に取り消される結果となる²³。</p>
<p>9 ページ 1. 商標とサービスマーク 【項目 1-12 出願および登録の維持】 B. 使用宣誓供述書および非使用宣誓供述書</p>	<p>上記「期間」の項で述べたように、登録を継続するためには、登録から <u>5 年以内</u>に公証された使用宣誓供述書もしくは非使用宣誓供述書を提出しなければならない。</p>	<p>上記「期間」の項で述べたように、登録を継続するためには、<u>登録日の 5 周年に当たる日から 1 年以内</u>に公証された使用宣誓供述書もしくは非使用宣誓供述書を提出しなければならない。</p>